

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件

岡山国民年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月

平成5年6月15日に住所を異動し、転出手続を行った際に、同年6月の国民年金保険料は、転出前の市で納付できると市の国民年金担当課で聞き、同年6月末ごろに転出前の市にある農協出張所で保険料を納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、約31年間、国民年金に加入し、当該期間の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、平成16年4月以降については付加保険料も納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は1か月と短期間である上、申立人は平成5年6月15日に転入した市において、申立期間直後の5年7月から6年3月までの国民年金保険料を納付していることが申立人の所持している領収書から確認できるところ、申立人が転入した市は、「月の途中で当市に転入してきた者に係る国民年金保険料については、転入した月の保険料を含めた納付書を交付するのが通常であったが、申立人の場合は、申立期間の保険料は転出前の市において納付したとの申立人の主張を受けて、申立期間の保険料に係る納付書は作成しなかった。」と説明しており、申立人は、申立期間当時から、転出前の市において申立期間の保険料を納付したことに強い確信を有していたことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 618

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年3月まで
昭和61年ごろに母親から税金や年金保険料などは必ず納めるよう言われ、短期間でも国民年金に加入して保険料を納付している。
会社を辞め、別の会社に就職するまでの申立期間についても、自分で国民年金の加入手続を行い、信用金庫か銀行で毎月保険料を納付しているはずであるので、国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年5月に払い出されており、申立人が国民年金に加入した時期は申立人がその母親から必ず納付するよう言われたとする時期に合致する上、申立人は、国民年金に加入した以降において、申立期間を除き、4回にわたる国民年金及び厚生年金保険の切替手続を適切に行い、国民年金保険料を納付している。

また、申立人が所持している年金手帳には、申立人が平成4年12月27日に国民年金の被保険者資格を取得し、5年4月5日に同資格を喪失したとの記録があることから、申立期間についても厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われていたと推認でき、短期間であっても国民年金に加入し、その保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月から43年1月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を41年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から43年2月1日まで
② 昭和43年4月13日から同年7月31日まで

昭和41年8月ごろにA事業所に採用され、2年間ぐらい勤めた記憶がある。A事業所では自動車整備士として勤務したが、当時、板金工として勤務していた元同僚より私の方が先に採用され、退職した時期も私の方が遅かったにもかかわらず、元同僚の厚生年金保険の加入記録が41年10月1日から42年7月21日までとされる一方、私の加入記録が43年2月1日から同年4月13日までとされていることに納得がいかない。加入記録の有る43年2月1日から同年4月13日までの前後の申立期間①及び②を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る雇用保険の記録及び元同僚等の証言から、申立人がA事業所に昭和41年9月1日から勤務したことが認められる。

また、申立人の元同僚（複数）は、A事業所に採用された日に厚生年金保険に加入したと証言している上、申立期間当時、板金工として勤務していたとする元同僚については、厚生年金保険の加入期間と雇用保険の加入期間は一致していることが確認でき、申立人は、申立期間①のうち、雇用保険の加入記録が確認できる昭和41年9月から43年1月まで厚生年金保険に加入し、この期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和43年2月の社会保険事務所の記録から、昭和41年9月から43年1月までを2万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は平成11年4月16日に解散し、当時の事業主も既に死亡しており事実を確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に事業主が行うべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、昭和43年2月1日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る41年9月から43年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち昭和41年8月1日から31日までについては、雇用保険の記録は無く、同僚の証言及び勤務実態等を確認できる関連資料も無いことから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、A事業所における勤務等に係る具体的な記憶はない上、雇用保険の加入記録も無い。

また、A事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日が昭和43年5月1日となっている申立人の元同僚は、「自分が就職した当時、申立人は勤務していなかった。」と証言している。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料、周辺事情等も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和38年8月21日であると認められることから、申立期間に係る同資格の取得日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月21日から同年9月21日まで

A事業所に昭和33年3月に就職し、平成7年6月の退職まで継続して勤務したため、38年8月21日に本社からB工場に転勤した時期の1か月間が厚生年金保険の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する申立人に係る社員カード及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる(昭和38年8月21日にA事業所本社から同事業所B工場に異動)。

また、A事業所が保管するA事業所B工場の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、社会保険事務所が昭和38年9月23日に同通知書を受領し、申立人がA事業所B工場における厚生年金保険の被保険者資格を同年8月21日に取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和38年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所に届け出たとおり3万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年11月16日から29年11月1日まで厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）C工場における資格取得日に係る記録を昭和28年11月16日に、資格喪失日に係る記録を29年11月1日に訂正し、28年11月から29年10月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月16日から30年11月1日まで

昭和28年11月ごろ、A事業所D工場から、A事業所労働組合連合会に専従職員として転任した。当時、専従職員の数は7人程度で、厚生年金保険料は労働組合連合会から支給される給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和33年5月から45年7月まで勤務していたE事業所が保管している申立人の履歴書における「昭和29年10月、A事業所退職」との記録、A事業所労働組合連合会の元幹部専従職員（複数）の証言及びB事業所の回答から、申立人がA事業所に継続して勤務（昭和28年11月16日にA事業所D工場から同事業所C工場に異動）していたことが推認できる。

また、B事業所の現在の人事担当者及び現在の労働組合の幹部は、「当時は、労働組合の専従職員であっても所属の工場に籍を置いていた。また、同専従職員の給与については、所属の工場で給与計算して一旦工場から労働組合へ送金され、労働組合が本人に支給しており、専従職員は厚生年金保険にも引き続き加入し保険料も給与から控除されていた。」と供述している。

さらに、申立期間当時、A事業所労働組合連合会において申立人と一緒に専従職員として勤務していたとされる同僚5人は、全員厚生年金保険の加入記録が有り、A事業所C工場における厚生年金保険の被保険者資格を取得している

ことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 28 年 11 月 16 日から 29 年 11 月 1 日まで A 事業所 C 工場に勤務していたと推認され、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、申立人が、就職時期、年齢、仕事内容及び給与も同じであったと主張している同僚の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る A 事業所 C 工場における被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所への被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 28 年 11 月から 29 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 29 年 11 月 1 日から 30 年 10 月 31 日までについては、申立人が提出した履歴書から、申立人は 29 年 10 月に A 事業所を退職していることが確認できる上、同事業所における申立人の勤務状況に関する同僚の証言及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書などの資料は無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額記録については、昭和48年11月を13万4,000円に、同年12月から49年9月までを20万円に訂正することが必要である。

また、申立人の、申立期間②及び③に係る標準報酬月額記録については、昭和52年3月から54年7月までを32万円、55年11月から56年9月までを41万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間において、事業主は、申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①にあつては明らかでないとい認められ、申立期間②及び③にあつては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月1日から49年10月1日まで
② 昭和52年3月1日から54年8月1日まで
③ 昭和55年11月1日から56年10月1日まで

A事業所に昭和23年9月に就職し、同事業所B工場に籍を置いたまま52年2月16日付けでC事業所に出向し、その5日後の2月21日付けでD事業所に再び出向した。48年11月から49年9月までの期間、52年3月から54年7月までの期間及び55年11月から56年9月までの期間の給与明細書があり、申立期間における標準報酬月額が、これらの給与明細書の保険料控除額から算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録が相違しているのを訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①については、A事業所B工場に係る給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、昭和48年11月の標準報酬月額については13万4,000円、同年12月から49年9月までの標準報酬月額については20万

円とすることが妥当である。

申立期間②については、A事業所B工場及びD事業所に係る給与明細書において確認できるそれぞれの報酬月額を合算した報酬月額及びD事業所に係る給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和52年3月から54年7月までの標準報酬月額については32万円とすることが妥当である。

申立期間③については、D事業所に係る給与明細書から確認できる保険料控除額及び報酬月額から、昭和55年11月から56年9月までの標準報酬月額については41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①にあつては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ず、申立期間②及び③にあつては、事業主は誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めており、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、政府の申立期間①に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岡山国民年金 事案 619

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から45年3月まで
昭和42年後半から43年ごろまで町役場に勤めていた近所の人が自宅を訪ねて来て、国民年金への加入を勧められ、その職員を通じて加入した。当時は、生活が苦しく保険料をまとめて納付することができなかつたため、夫婦二人分の申立期間の保険料を分割して、毎月の保険料と一緒に納付できるようにしてもらい、毎月、自宅でその職員に渡して納付していた。申立期間の国民年金保険料は、夫が納付済みであるのに、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年11月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推察されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和41年10月から43年9月まで）は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間に係る申立人の夫の国民年金保険料の大半は、昭和45年及び50年にそれぞれ3回に分けて、数か月分の保険料が納付されていることが確認でき、このことは、夫婦二人分の保険料を毎月分割して納付したとする申立内容と相違する。

さらに、申立人は、当初、夫婦共に昭和45年ごろ国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと申し立てていたが、申立人の夫について、婚姻前の38年に国民年金の加入手続が行われていた状況が判明した後、国民年金の加入時期、保険料の納付方法等について申立内容を変更するなど、申立人の記憶は曖昧である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から11年3月まで

私は、申立期間当時、大学生であったが、郵送されてきた往復はがきを返信して、国民年金保険料の免除手続を行ったのに、国民年金に未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が平成11年8月に初めて交付されたとする年金手帳には、申立人は平成15年5月1日に初めて国民年金の被保険者となっていることが記録されており、申立人は、申立期間において国民年金の被保険者ではなく、国民年金保険料の免除手続を行うことはできなかったと推察される。

また、申立人が居住している市では、当時、国民年金の加入及び保険料の免除手続を郵送で行う場合、それぞれ別々に手続を行う必要があったが、申立人は国民年金の加入手続と保険料の免除手続とをそれぞれ行った記憶が無い上、申立期間の国民年金保険料の免除手続は年度ごとに計3回行う必要があったにもかかわらず、申立人は1回の免除手続であったと供述しており、申立内容には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人は、送付された往復はがきは、申立人自身が請求したものであると述べているが、申立人が居住している市は、国民年金保険料の免除手続を郵送で行う場合は、国民年金の被保険者から請求を受けて送付していたとしており、このことは申立内容と相違している。

加えて、申立人が国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月1日から36年2月1日まで

昭和35年ごろA地区にあったB事業所に勤務していたが厚生年金保険の記録が無い。私の記憶する事業所名は、B事業所ですが、C事業所、D事業所、E事業所、F事業所、G事業所、H事業所、I事業所など、事業所名の記憶違いの可能性もあるので調査をお願いします。

また、社会保険事務所の職員が私の名前をJと読めたとは思えず、KとかLと間違われた可能性もありますので調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所の名称及びその所在地を明確に記憶していない上、同事業所の事業主及び同僚等に関する記憶もなく、申立てに係る事業所が特定できない。

また、申立人が申立期間において勤務した事業所として名前を挙げているBと付く名称の事業所全25事業所のうち、社会保険庁の記録上、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったのは6事業所（このうち、A地区に事業所があったのはM事業所のみ）であり、社会保険事務所が保管する当該6事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録（申立人が名前を間違われた可能性があるとするK、Lでの記録を含む。）は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立期間当時、上記の6事業所において厚生年金保険の加入記録の有る元従業員から聴取しても、申立人について記憶する者はいない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年から27年7月31日まで

A事業所に昭和24年から約5年間勤務した記憶があるが、厚生年金保険の加入記録は27年8月からの1年間しかない。採用時に、事業所から厚生年金保険についての説明があり、「60歳まで生きられるかなあ。」と同僚と話したことを覚えている。毎月の給与から厚生年金保険料を控除され、健康保険証ももらっていたと思うので、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に昭和24年から約5年間勤務し、採用時に、事業所から厚生年金保険についての説明があったことを覚えていると主張しているが、同事業所の元事務担当者は、「A事業所は、B事業所として設立され、その営業開始時期は昭和25年春ごろである。その後、昭和26年6月7日に法人化され、A事業所となった。」と証言している上、社会保険庁の記録から、A事業所（当時は、B事業所）が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは25年7月1日であることが確認できる。

また、申立人は、「A事業所での仕事は木枠製造であり、給与は歩合制であった。」と主張しているが、同事業所における申立人の元同僚は、「歩合制の給与で木枠製造に従事する者については、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している上、上記の元事務担当者も、「木枠の製造で採用された社員には見習期間があり、その長さは個人の勤務状況を勘案して決めていた。見習期間中は厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情等も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月から 37 年まで
② 昭和 37 年から 41 年 3 月まで

申立期間①及び②については、いずれも A 国人所有の貨物船 (B 国船籍) にスチュワードとして乗船した。当時、外国船籍の船は船員保険が無いと言われていたが、日本人の同僚は、A 国は労働組合が強く、そんなことはないと言っていた。給与明細書等証明するものは無いが、申立期間①及び②については船員保険に加入していると思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②において乗船したとする船舶は、いずれも船主及び船籍が外国籍であり、当該船舶に乗船する船員については、船員保険法が適用されない上、申立人は、申立期間①及び②に係る船員手帳を保管しておらず、同期間において、申立人が船員保険が適用される船舶に船員として乗船していたことが確認できない。

また、申立人が記憶する申立期間①当時の元同僚 (故人) については、申立期間において船員保険の加入記録は無く、申立期間②当時の元同僚 (故人) については、昭和 37 年 8 月から 39 年 6 月まで船員保険の加入記録は有るものの、当該船舶は申立人が乗船したとする船舶とは相違する。

さらに、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情等も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 15 日から同年 11 月 25 日まで

昭和 35 年の初めから A 事業所に運転手として勤務した。当時、両親が病気があったので、健康保険に加入したい旨を事業所に申し出たところ、同僚も加入するというので、その同僚と一緒に同年 3 月 15 日に厚生年金保険の加入手続きを行い、健康保険証をもらった。A 事業所に勤めた期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 事業所における元同僚（複数）の証言から、申立期間について、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の元同僚（複数）は、「A 事業所においては、採用と同時に厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している上、申立人が、A 事業所において運転手の先輩であったと記憶する者は、申立人と同じく昭和 35 年 11 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、A 事業所においては、従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立人と一緒に厚生年金保険の加入手続きを行ったとされる申立人の元同僚は、「厚生年金保険の加入手続きについて、具体的な記憶は全くない。」と証言する上、A 事業所の当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入手続き等に関する証言は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から10年11月まで

申立期間における給与の支給額は月額20万円ないし23万円であったが、社会保険庁の記録による標準報酬月額は13万4,000円ないし15万円と給与支給額に比べ低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の給付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁が記録する申立人の標準報酬月額と比べると、同額又は低額であることが確認できる。

また、申立期間のうち平成8年1月から同年3月までの期間、同年5月、6月及び12月、9年4月、6月、9月及び12月の10か月については、給与明細書等の関連資料が無いため給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

さらに、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然さは見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 16 日から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 4 月から 40 年 1 月まで
③ 昭和 43 年 1 月から 44 年 10 月まで
④ 昭和 45 年 1 月から 46 年 4 月まで
⑤ 昭和 51 年のうち 4 か月

申立期間①については、A事業所に勤務し、鉄の研磨の仕事をしていた。当時、会社が労災保険を掛けてくれていたので、社会保険にも加入しているはずである。

申立期間②については、豆腐の製造業であるB事業所に勤務しており、申立期間中に健康保険を使って歯の治療をした記憶がある。

申立期間③及び⑤については、C事業所に調理師として勤務した。同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、加入していたはずである。

申立期間④については、D事業所に調理師として勤務した。複数の同僚の氏名を記憶しており、厚生年金保険に加入していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A事業所の当時の事業主の妻（現在の事業主）は「申立人が申立期間①において勤務していたことは記憶しているが、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と証言しているところ、同事業所は昭和 38 年 5 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立人は、申立期間①当時、厚生年金保険に加入することができなかったものと考えられる。
- 2 B事業所の現在の事業主の妻は、「当社は昔から社会保険に加入しておらず、現在も厚生年金保険の適用事業所ではない。」と証言しているところ、申立期間②当時、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認でき、申立人は、同保険に加入することができなかったものと考えられる。
- 3 C事業所で一緒に勤務したとする同僚の記録及び同事業所の事業主の妻の証言から、申立人が申立期間③及び⑤においてC事業所に勤務していたこ

とは推認できるが、同事業所の事業主の妻は、「当時の社会保険関係の資料の中に申立人の記録は無い。」と回答している上、申立人の同僚3人についてもC事業所における厚生年金保険の加入記録が無いことから、当時、同事業所の事業主は必ずしも調理師全員までは厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

- 4 申立期間④当時、D事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない上、同事業所の事業主及び申立人が名前をあげた同僚は死亡しており、申立人の申立内容に係る証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月から 35 年 5 月まで

昭和 32 年 5 月から 35 年 5 月まで A 事業所 B 支社に勤務し、同僚一人と組んで営業の仕事をしていた。その同僚と一緒に採用試験を受け正規の従業員として採用され、厚生年金保険に加入していたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している当時の上司の証言から、申立人が申立期間において A 事業所 B 支社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所の残務整理を行っている C 事業所の担当者は、「A 事業所の元従業員から、『A 事業所は、昭和 30 年代前半において事務職は厚生年金保険に加入させていたが、営業職は加入させておらず、30 年代の中ごろから厚生年金保険に加入させるようになった。』と聞いたことがある。」と証言している上、当時の上司は、「申立期間当時、A 事業所 B 支社では、営業部門については厚生年金保険の加入はなかった。労働組合ができた昭和 35 年 7 月ごろ以後に営業職を含む外交部門に所属する従業員も厚生年金保険に加入することになった。」と証言している。

また、A 事業所 B 支社に係る社会保険事務所の記録から、申立人と一緒に営業を担当していたとする同僚及び上司を含む当時の営業担当者 9 人は、申立人が退職した後の昭和 35 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立てに係る事業所の事業主は、申立人について、申立期間当時、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立内容に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から 33 年 1 月 11 日まで
昭和 32 年 3 月に中学校を卒業して、A 事業所に就職した。仕事は鋼板、亜鉛版等を製造していた。正規の従業員として就職し、採用時から厚生年金保険に加入していたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している当時の同僚の証言から、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同じ現場で働いていたとする同僚は、「当時、申立人と一緒に 4 人が A 事業所に就職し、最初の 1 年間は見習期間として働き、その後に 4 人とも厚生年金保険に加入した。」と証言しているところ、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、その 4 人が昭和 33 年 1 月 11 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人についても就職後 1 年間は厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

また、A 事業所の当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主は、「事業所は昭和 34 年 12 月に火災に遭い、全焼して当時の資料等は焼失し、申立人に係る雇用状況等を確認できない。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立内容に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月2日から同年9月4日まで

私は、A事業所にテナントとして入っていたB事業所に昭和50年3月2日に就職した。当時、正規の従業員は自分一人であり、二人のアルバイトを使って衣類の販売をしていた。就職した当初から厚生年金保険に加入していたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所にテナントとして入っていたB事業所の隣の売りに勤務していたA事業所の従業員（複数）の証言から、申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所の事業主の弟及び当時の社会保険事務担当者は、「申立人は、派遣従業員であったと思う。派遣従業員でも熱意がある者は事業主の判断により厚生年金保険に加入させていたが、派遣従業員全員が加入していたわけではない。」旨証言しており、当時の事業主は派遣従業員であった申立人についても採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことも考えられる。

また、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和50年9月4日に同保険の被保険者資格を取得し、55年6月2日に同資格を喪失していることが確認でき、当該加入記録は厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、社会保険事務所が保管するB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、B事業所は全喪し、当時の事業主は既に亡くなっており、申立てに係る事実を確認できる資料も無く、証言も得られない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立内容に係る事実を推認

できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月から 37 年 3 月ごろまで
昭和 35 年 5 月から 37 年 3 月ごろまで A 事業所 B 支社に就職し、営業職員（外交員）として勤務した。就職後すぐに健康保険証をもらい、社会保険料が給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において営業職員として A 事業所に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたと主張しているが、同事業所は、「営業職員は、申立期間後の昭和 49 年 3 月から社会保険に加入させた。」と回答しており、当時の支店長も、「当時、営業職員は社会保険に加入していなかった。」と証言していることから、当時、A 事業所の事業主は営業職員であった申立人を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の一部を含む昭和 36 年 2 月 1 日から 40 年 3 月 4 日まで申立人の夫の健康保険に係る被扶養者として認定されていることが確認でき、この間は厚生年金保険の被保険者であったものとは考え難い。

さらに、申立人に就職を勧めたとする同僚も厚生年金保険の加入記録が無い上、この同僚の連絡先も不明であり、申立人の申立てに係る事実について証言が得られない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立内容に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。